

地域森林計画関係資料取扱要領

(平成 17 年 7 月 1 日 森第 317 号)

(平成 24 年 3 月 30 日 森整第 959 号)

(平成 25 年 6 月 20 日 森整第 268 号)

(平成 26 年 8 月 19 日 森整第 377 号)

(平成 27 年 5 月 19 日 森整第 173 号)

(平成 27 年 9 月 11 日 森整第 402 号)

(平成 28 年 5 月 6 日 森整第 113 号)

(平成 31 年 3 月 22 日 森整第 914 号)

最終改正(令和 5 年 4 月 17 日 森整第 51 号)

(目的)

第 1 この要領は、森林法第 5 条の規定による地域森林計画関係資料（別紙 1 の森林計画関係資料の種類に示すもの。以下「森林計画資料」という。）の適正な管理及び円滑な情報の提供を行うため、その取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(関係法令等)

第 2 森林計画資料の取扱いは、この要領によるほか、次の法令等に基づき取り扱うものとする。

(1) 森林法（昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号）

(2) 森林経営計画制度運営要領（平成 24 年 3 月 26 日付け 23 林整計第 230 号林野庁長官通知）

(3) 測量法（昭和 24 年 6 月 3 日法律第 188 号）

(4) 個人情報保護等に関する条例（令和 4 年 12 月 22 日岩手県条例第 49 号）

(5) 情報公開条例（平成 10 年 12 月 11 日岩手県条例第 49 号）

(6) 情報公開事務取扱要綱（平成 11 年 3 月 23 日制定）

(森林計画資料の性格)

第 3 森林計画資料は、実測や現地調査によるものではなく、主として空中写真や衛星画像の判読、聞き取り調査などによる間接調査によって作成したものであり、森林の所在、所有権、所有界、森林所有者、面積等土地に関する諸権利及び立木竹の評価について証明するものではない。

2 森林の所在や森林所有者氏名等は聞き取り等による参考表記であり、登記簿等をもとにしたものではない。

(森林計画資料の管理)

第 4 農林水産部長は、地域森林計画等の円滑な推進に資するため、森林計画資料を農林水産部森林整備課（以下「森林整備課」という。）及び広域振興局、各農林振興センター、岩泉林務出張所（以下「広域振興局等」という。）並びに各市町村に別紙 1 のとおり配備する。

なお、配備する区域は、森林整備課及び広域振興局等にあつては全市町村分、各市町村にあつては当該市町村分とする。

- 2 農林水産部長及び広域振興局等の長並びに各市町村の長（以下「農林水産部長等」という。）は、森林計画資料の保管場所、取扱責任者を定め、適正な管理に努めるものとする。

（森林計画資料の交付等の申請及び承認）

第5 農林水産部長等は、別紙1の承認区分により、森林計画資料の写しの交付等を承認することができる。

なお、申請者が次の各号に該当する場合には、個人情報（地番、森林所有形態、土地所有形態、在・不在村、森林所有者名、地利級及び立地級）（以下「個人情報」という。）を開示することができる。

- (1) 申請者が森林所有者で、本人であることを確認できる書類を提示し、所有する森林に関する森林計画資料の写しの交付等の申請があつた場合
 - (2) 申請者が森林所有者以外で、次のいずれかの条件に該当する場合
 - ア 国又は地方公共団体が森林・林業行政のために必要と認められる場合
 - イ 森林所有者から書面により委任を受けている場合
 - ウ 林業事業者（別紙2の審査基準を満たす事業者）が森林経営計画作成のための資料とする場合
 - エ その他、農林水産部長等が特に必要と認める場合
- 2 前項に該当する者以外の者から森林計画資料の交付等の申請があつた場合は、農林水産部長等は個人情報保護の観点から、個人情報を非開示とするものとする。

（森林計画資料の写しの交付）

第6 森林計画資料の写しの交付を希望する者は、「森林計画資料交付申請書」（様式第1号）を農林水産部長等に提出するものとする。

- 2 農林水産部長等は、提出された申請書の内容を審査し、適当と認めた場合には、「森林計画資料交付承認書」（様式第2号）により承認し、森林計画資料の写しを交付するものとする。
- 3 前項の規定により交付する場合の経費は有償とし、申請者は別途情報公開事務取扱要綱第8に定める実費相当額を負担するものとする。ただし、第5第1項(1)、(2)ア及びイの規定による森林計画資料の交付に係る場合を除く。
- 4 第5第1項(1)、(2)ア及びイに係る申請者がデータでの交付を希望する場合は、申請者は県が指定する記録媒体を持参又は送付するものとする。
- 5 第5第1項(2)ウ、エ及び第2項にかかる申請者が、郵送での交付を希望する場合は、別途情報公開条例の定めるところによる申請手続を経るものとする。

（森林経営計画作成のための林業事業者への森林簿等の貸与）

第7 森林経営計画を作成する目的のため、森林簿、森林現況表（個人情報を含む）及び森林資源管理図（以下「森林簿等」という。）の貸与を希望する林業事業者は、「森林簿等貸与申請書」（様式第3号）に「誓約書」（様式第4号）及び「個人情報保護規程」（様式任意）を添付の上、農林水産部長又は広域振興局等の長に提出

するものとする。

- 2 農林水産部長又は広域振興局等の長は、前項により提出された申請書の内容について、別紙2で定める審査基準により審査し、適当と認めた場合には、「森林簿等貸与承認書」（様式第5号）により承認し、森林簿等を貸与するものとする。
- 3 森林簿等の貸与期間は、原則として当該年度を含み2カ年度以内とする。
- 4 第2項の貸与を受けた林業事業体は、毎年4月末日までに、「森林簿等使用状況等報告書」（様式第6号）を提出するものとする。
- 5 林業事業体は、森林経営計画を作成し市町村長等からの認定を受けた場合は、認定書の写しと併せて、貸与された森林簿等にその修正内容を添えて農林水産部長又は広域振興局等の長に提出するものとする。

（森林計画資料の閲覧）

第8 森林計画資料の閲覧のみを希望する者は、「閲覧簿」（様式第7号）へ記入するものとする。

（測量成果の複製・使用）

第9 森林地形図（以下「測量成果」という。）の複製及び使用は、この要領に定めるもののほか、測量法第43条及び第44条による。

- 2 測量成果を複製しようとする者は、「測量成果の複製承認申請書」（様式第8号）を知事に提出するものとする。
- 3 知事は、前項により提出された申請書の内容を審査し、適当と認めた場合には、「測量成果複製承認書」（様式第9号）により承認し、測量成果を交付するものとする。
- 4 測量成果を使用して測量等を実施しようとする者は、「測量成果の使用承認申請書」（様式第10号）を知事に提出するものとする。
- 5 知事は、前項により提出された申請書の内容を審査し、適当と認めた場合には、「測量成果使用承認書」（様式第11号）により承認し、測量成果を交付するものとする。
- 6 測量成果を利用しようとする者が、測量成果をそのまま複製して営利目的で販売するものであると認められる場合は、承認を行わないものとする。また、後日明らかになった場合は、その利用を制限することができる。

（森林資源データの貸与）

第10 森林・林業行政のための利用を目的とし、森林資源データの貸与を希望する行政機関等は、「森林資源データ（複製・使用）申請書」（様式第12号）を農林水産部長に提出するものとする。

- 2 農林水産部長は、前項により提出された申請書の内容を審査し、適当と認めた場合には、「森林資源データの（複製・使用）承認書」（様式第13号）を添えて森林資源データを貸与するものとする。
- 3 前項により森林資源データの貸与を承認された行政機関等は、承認された内容に変更が生じた場合は、「森林資源データの（複製・使用）変更報告書（様式第14号）により報告するものとする。

(利用の制限)

第 11 森林計画資料の写しの交付、貸与の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、森林計画資料を、申請書に記載した目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(委託先の監督)

第 12 森林資源データを外部に持ち出すなどのため、機器へのデータの導入を外部に委託する場合、各機関で定める個人情報保護条例（個人情報保護規程）等のほか、県の指導に基づき適正な契約を締結するものとする。

(事故報告)

第 13 利用者は、貸与された森林計画資料について、亡失その他事故を生じたときは、遅滞なくそのてん末を農林水産部長等に報告しなければならない。

2 報告を受けた広域振興局等の長並びに市町村の長は農林水産部長にその内容を報告するものとする。

(森林計画資料の利用状況の報告)

第 14 農林水産部長は、広域振興局等の長並びに市町村の長に、森林計画資料の利用状況の報告を求めることができる。

(その他)

第 15 その他関係資料の取扱いにおいて、本要領の定めのない取扱いが生じた場合は、農林水産部長に協議し、承認を得るものとする。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 17 日から施行する。